

昭和五十七年総理府令第六号

小売物価統計調査規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、並びに同法及び統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第八条第一項の規定を実施するため、小売物価統計調査規則（昭和三十七年総理府令第二十四号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計を作成するための調査（以下「小売物価統計調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令において「事業所」とは、商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。

2 この省令において「事業主」とは、事業所において当該事業所の事業を管理する者をいう。

3 この省令において「世帯」とは、同居及び生計を共にする者の集まり又は独立して同居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

4 この省令において「世帯主」とは、世帯を主宰する者をいう。

（調査日）

第四条 小売物価統計調査は、別表上欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる日現在によって行う。

（調査の対象）

第五条 小売物価統計調査は、次に掲げる事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。
一 別表の一の項及び二の項の上欄に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）については、総務大臣の定める調査地域内における、当該品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの

二 別表の三の項の上欄に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、当該品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの

三 別表の四の項の上欄に掲げる品目については、当該品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣が選定したものは、総務大臣は、前項第一号の調査地域を定めるときは告示する。

（調査事項）

第六条 小売物価統計調査は、別表上欄に掲げる品目の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項を調査する。

（統計調査員）

第七條 削除

第八条 調査員調査品目に係る小売物価統計調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（都道府県知事から指定された調査区をいう。）内における統計調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票その他関係書類の作成及びこれに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができなるときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。（統計調査員の身分を示す証票）

（統計調査員の身分を示す証票）

第九条 都道府県知事は、統計調査員に対し、その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を発行し、交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査の方法）

第十条 小売物価統計調査は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

一 別表の一の項の上欄に掲げる品目 同項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること又は自ら確認することにより行う。

二 別表の二の項の上欄に掲げる品目 同項の下欄に掲げる者が当該品目を提供している調査事業所ごとに質問すること又は第六条の調査事項を把握することができ書類等の提供を求めることにより行う。

三 別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる品目 それぞれ同表の三の項及び四の項の下欄に掲げる者が当該品目を販売し、若しくは提供している調査事業所ごとに質問すること若しくは第六条の調査事項を把握できる書類等の提供を求めること又は自ら確認することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣又は都道府県知事が調査することができ。

3 別表の二の項の下欄に掲げる者は、同項の上欄に掲げる品目を提供している調査事業所の事業主及び事実上当該事業所の事業主に代わる者の不在その他の事由により、第一項第二号に掲げる方法による調査を行うことができなるときは、第六条の調査事項を当該調査事業所から当該品目の提供を受けている世帯の世帯主又はこれに準ずる者に質問することにより調査することができ。

（報告の義務及び方法）

第十一条 小売物価統計調査に当たっては、第六条の調査事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

2 調査事業所の事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

3 前二項の報告は、別表上欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者の質問に答えること又は第六条の調査事項を把握することができ書類等を提供することにより行う。

（調査日の特例）

第十二条 特別の事由により第四条の調査日により難しい場合は、総務大臣が別に定める日を調査日とする。

2 総務大臣は、前項の日を定めたときは告示する。

（調査票等の提出）

第十三条 調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。（結果の公表等）

第十四条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

この府令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二七日総理府令第三号）

この府令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二九日総理府令第三五号）

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、別表の一の項の改正規定中「あさりつくだ煮」を「魚介つくだ煮」に改める部分、「かんしよ ばれいしよ」を「さつまいも じゃがいも」に改める部分、「即席カレー」を「カレールウ」に改める部分、「塩せんべい」を「せんべい」に改める部分、「サンドイッチ おにぎり」を「調理パン おにぎり」に改める部分、「野菜サラダ」を「サラダ」に改める部分、「緑茶飲料」を「茶飲料」に改める部分、「ぶどう酒」を「ワイン」に改める部分、「かけうどん」を「うどん」に改める部分、「洋掛布団」を「布団」に改める部分、「芳香剤」を「芳香消臭剤」に改める部分、「野球帽」を「帽子」に改める部分、「サブリメント」を「サブリメント（通信販売によるものを除く）」に改める部分、「デジタールオーディオプレーヤー」を「携帯型オーディオプレーヤー」に改める部分、「プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）」を「プリンタ用インク」に改める部分、「記録型DVD DVDソフト」を「記録型ディスク ビデオソフト」に改める部分、「ヘアリンス」を「ヘアコンディショナー」に改める部分及び「ハンドバッグ」を「ハンド

バッグ（輸入品を除く。）に改める部分並びに同表の四の項の改正規定中「粗大ごみ処理手数料」を「リサイクル料金 サプリメント（通信販売によるもの）」に改める部分及び「フィルム付きたばこ」を「ハンドバッグ（輸入品）フィルム付きたばこ」に改める部分は平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一月五日総務省令第九八号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、別表の一の項の改正規定中「演劇観覧料」を削る部分及び同表の四の項の改正規定中「放送受信料」を「放送受信料 演劇観覧料」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月一四日総務省令第七八号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二五日総務省令第一〇九号）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月二五日総務省令第五五号）

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二一日総務省令第一一五号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和四年一月一日から施行する。

別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）

品目	調査担当者	調査日
うるち米	食パン	あんパン
パン	ゆでうどん	そうめん
ッテイ	カップ麺	中華麺
もち	シリアル	さけ たこ えび
あさり	はたて貝	塩さけ たらこ
しらす干し	干しあじ	ししやも い
くら	煮干し	揚げかまぼこ
わかまぼこ	かつお節	魚介漬物
魚介つくた煮	魚介缶詰	牛肉 豚 魚介

肉 鶏肉 ハム ソーセージ ベーコン
味付け肉 牛乳 粉ミルク パターの事
チーズ ヨーグルト 鶏卵 もやろ
し さつまいも じゃがいも さといも
もにんじん ごぼう ながいも し日、
ようが 生しいたけ えのきたけ し木
めじ カット野菜 干しいたけ 干曜
しのり わかめ こんぶ ひじき 豆日
腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干又
し だいこん漬 はくさい漬 キムは
チ こんぶつくた煮 野菜缶詰 オレ金
ジ バナナ キウイフルーツ アボ
カド ナッツ 食用油 マーガリン 日曜
食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢ソ
イス ケチャップ マヨネーズ ドレ
ッシング ジャム カレーパウ 乾燥
スープ 風味調味料 つゆ・たれ ふ
りかけ 合わせ調味料 パスタソ
ス 混ぜごはんのもと ようかん ま
んじゅう だいふく餅 カステラケ
ーキ ロールケーキ シュークリー
ム プリン ゼリー ビスケット キ
ヤンデー せんべい チョコレート
落花生 チューインガム アイスクリ
ーム ポテトチップス 弁当 すし
（弁当） 調理パン おにぎり 冷凍米
飯 調理パスタ 調理ビザ 無菌包装
米飯 うなぎかば焼き サラダ 煮
豆 コロッケ 豚カツ からあげ や
きとり ハンバーグ 冷凍調理コロッ
ケ 冷凍調理ハンバーグ 冷凍ぎよう
ざ 調理カレー ぎようざ 焼き魚
さんびら 焼豚 サラダチキン おで
ん 緑茶 紅茶 茶飲料 コーヒー
豆 コーヒー飲料 インスタントコー
ヒー 果実飲料 野菜ジュース 炭酸
飲料 ノンアルコールビール スポー
ッドリンク ミネラルウォーター 豆
乳 清酒 焼酎 ウイスキー ワイ
ン ビール 発泡酒 チューハイ ビ
ール風アルコール飲料 うどん（外
食） 日本そば（外食） 中華そば（外
食） スパゲッティ（外食） すし（外
食） 天丼（外食） 牛丼（外食） カ
レーライス（外食） ぎようざ（外
食） ハンバーグ（外食） 豚カツ定食
（外食） しょうが焼き定食（外食）

査員 事務の一部を指導員を含む。

焼肉（外食） サンドイッチ（外食）
ハンバーガー（外食） ピザ（配達）
コーヒー（外食） ビール（外食） や
きとり（外食） システムキッチン
システムバス カーポート 温水洗浄
便座 給湯器 修繕材料 畳替え代
ふすま張替費 大工手間代 植木職手
間代 塀工事費 外壁塗装費 屋根修
理費 水道工事費 駐車場工事費 壁
紙張替費 ブロパンガス 灯油 電気
炊飯器 電子レンジ ガステーブル
電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯
機 ルームエアコン 温風ヒーター
空気清浄機 食堂セット ソファ 食
器戸棚 クツシヨン 照明器具 カ
ベット カーテン ベッド 布団 敷
布 布団カバー 敷きパッド 茶わ
ん 皿 水筒 鍋 フライパン スポ
ンジ たわし 電球・ランブ タオル
マット 物干し用ハンガー 収納ケー
ス ラップ ポリ袋 ティッシュペーパ
ー トイレレットペーパー 台所用洗
剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 芳香・消臭
剤 柔軟仕上げ剤 キッチンペーパー
漂白剤 家事代行料 婦人用着物 婦
人用帯 背広服 男子用上着 男子用
ズボン 男子用コート 男子用学校制
服 ワンピース 婦人用スーツ スカ
ート 婦人用ストラップス 婦人用コ
ート 婦人用上着 女子用学校制服 子
供用ズボン 乳児服 ワイシャツ 男
子用スポーツシャツ 男子用セータ
ー ブラウス 婦人用Tシャツ 婦人
用セーター 子供用Tシャツ 男子用
シャツ 男子用パンツ 男子用パジャ
マ ブラジャー 婦人用ショーツ ラ
ンジェリー 子供用下着 帽子 ネク
タイ 男子用靴下 婦人用ストッキング
グ 婦人用ソックス ベルト マフラ
ー 男子靴 婦人靴 運動靴 子供
靴 スリッパ サンダル クリーニン
グ代 履物修理代 被服賃借料 感冒
薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク
皮膚病薬 はり薬 目薬 鼻炎
薬 漢方薬 入浴剤 生理用ナプキ
ン マスク 軽度失禁用品 紙おむ
つ 眼鏡 コンタクトレンズ 血圧

（外食）

計 補聴器 サポーター コンタクト
レンズ用剤 マッサージ料金 自
車 ガソリン 自動車タイヤ 自動
車 バッテリー カーナビゲーション
ドライブレコーダー 自動車整備費 自
動車オイル交換料 車庫借料 駐車料
金 洗車代 学習用机 ボールペン
ノートブック プリンタ用インク
はさみ グローブ ゴルフクラブ テニ
スラケット 釣ざお 競技用靴 トレ
ーニングパンツ 水着 人形 玩具 自
動車 組立玩具 家庭用ゲーム機 ゲ
ームソフト ビデオソフト メモリー
カード ペットフード ペット美容院
代 ペットトイレ用品 園芸用肥料
園芸用土 鉢植え 電池 講習料 ゴ
ルフ練習料金 フイットネスクラブ使
用料 カラオケルーム使用料 写真撮
影代 ビデオソフトレンタル料 獣医
代理 理髪料 クレンジング パーマネ
ント代 カット代 ヘアカラーリング
代 エステティック料金 電気かみそ
り 歯ブラシ 手洗い用石けん 洗顔
料 シャンプー 歯磨き ヘアコンデ
ィションナー ヘアカラーリング剤 整
髪料 養毛剤 化粧クリーム（カウ
ンセリングを除く。）化粧水（カウ
ンセリングを除く。）ファンデーション
（カウセリングを除く。）口紅（カ
ウンセリングを除く。）乳液（カウ
ンセリングを除く。）ボディソープ
傘 通学用かばん バッグ（輸入ブラ
ンド品を除く。）旅行用かばん 指
輪 腕時計 ハンカチーフ

毎 月 五 日、

まぐろ あじ いわし かつお さ
ば さんま たい ぶり いか かき
（貝） キヤベツ ほうれんそう はくの
さい ねぎ レタス ブロッコリー
アスパラガス だいこん たまねぎ
れんこん えだまめ さやいんげん
かぼちゃ きゅうり なす トマト
ピーマン りんご みかん しらぬ
ひ 梨 ぶどう 柿 桃 すいか メ
ロン いちご さくらんぼ 切り花

二 十 二 び 及

